

平成31年3月卒業者用

□昭和女子大学

求人先				採用条件			説明会・試験日時			
				採用人員	大学名		説明会日時	場所	実施方法	
フリガナ 名称				採用人員	名		月 日( ) 時 分 ~		随時 / 予約(要・不要)	
住所				採用方法	1. 学校推薦( 名) 2. 自由応募		月 日( ) 時 分 ~		随時 / 予約(要・不要)	
代表者				職種			月 日( ) 時 分 ~		随時 / 予約(要・不要)	
書類提出先				希望学科	1. 日本語日本文学科 7. 現代教養学科 2. 歴史文化学科 8. 初等教育学科 3. 英語コミュニケーション学科 9. 環境デザイン学科 4. 国際学科 10. 健康デザイン学科 5. 心理学科 11. 管理栄養学科 6. 福祉社会学科 12. ビジネスデザイン学科		月 日( ) 時 分 ~		随時 / 予約(要・不要)	
TEL FAX				応募資格	大学院: 可 / 不可 * 留学生: 可 / 不可 9月卒: 可 / 不可 * 既卒: 可 / 不可		月 日( ) 時 分 ~		随時 / 予約(要・不要)	
TEL FAX				初任給 ( 年 月 日 現行・見込)			月 日( ) 時 分 ~		随時 / 予約(要・不要)	
TEL FAX				基本給	円		試験日時	第1回目 月 日( ) 時 分 ~	第2回目 月 日( ) 時 分 ~	
E-MAIL				手当	円			書類締切日	第1回目 月 日( )	第2回目 月 日( )
TEL FAX				合計	円		提出書類		1. 履歴書 2. 卒業見込証明書 3. 成績証明書 4. 健康診断証明書 5. 推薦書 6. 会社所定用紙 7. その他( )	
E-MAIL				昇給	年 回 %	賞与		年 回 ヶ月		選考方法
TEL FAX				通勤費	全額支給・定額 円まで				提出方法	
TEL FAX				加入保険	健康・厚生・雇用・労災・その他( )					若者雇用 促進法 について
TEL FAX				通勤条件	自宅通勤に限る 約( )分以内 自宅外(親戚・下宿)可 女子寮(有・無)					
TEL FAX				勤務時間	(平日)午前 時 分~午後 時 分 (土曜)午前 時 分~午後 時 分				自己申告書 □添付あり(必須) ※自己申告書がないと学生に求人票を公開出来ません。 青少年雇用情報シート □添付あり □添付なし	
TEL FAX				勤務予定地	最寄駅 線 駅					
TEL FAX				休日	日曜・祝日・週休2日制 / 年間 日 月 回 曜日休み / その他( ) 有給休暇 初年度 日				(備考)	
TEL FAX				HPアドレス	http://					

(お願い) 該当欄に○印を付け、必要事項をご記入ください。 ※印は本学記入欄

キャリア支援センター TEL 03-3411-5119 FAX 03-3411-4950

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 \_\_\_\_\_

事業所所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

## チェックシート

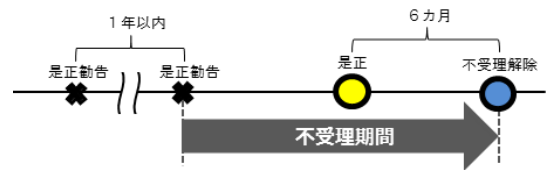
- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。
- 求人受付NAVIから求人情報を登録しました。  
※求人受付NAVIから求人情報をご登録いただいた場合は、以降のチェック作業は不要です。
- ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。  
※該当しない場合は、以降のチェック作業は不要です。

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。  
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

### 1. 労働基準法及び最低賃金法関係

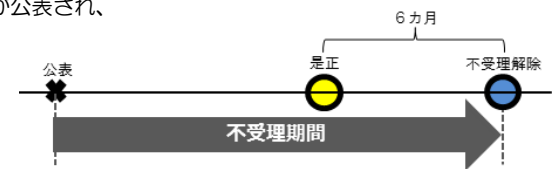
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



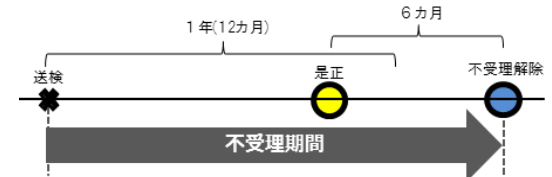
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

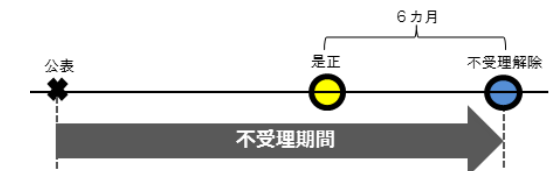
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



### 2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

### 3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、  
①労働基準監督署による是正勧告、  
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

# 青少年雇用情報シート（企業全体での【 正社員 / 正社員以外 】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名		求人番号			記入日：平成 年 月 日
------	--	------	--	--	--------------

## 1 募集・採用に関する情報

1 募集・採用に関する情報		企業全体の情報			【 】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
		人	人	人	人	人	人
②	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
		人	人	人	人	人	人
③	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
		人	人	人	人	人	人
④	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
		人	人	人	人	人	人
⑤	平均継続勤務年数	年			年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	歳			歳		

## 2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	有・無	
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	
③	メンター制度の有無	有・無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

## 3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況		企業全体の情報		【 】に関する情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	時間		時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	日		日	
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性	男性	女性	男性
		人	人	人	人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員	管理職		
		%	%		

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

雇用保険適用事業所番号